

別表 3.1 マクセルで使用を禁止する物質 (レベル1)

(別表 3.1. P1)

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.	管理基準値(最大許容値)
1	カドミウム及びその化合物 *1	カドミウム	7440-43-9	100ppm
		酸化カドミウム	1306-19-0	100ppm(包装材)*2
		硫化カドミウム	1306-23-6	
		塩化カドミウム	10108-64-2	
		硫酸カドミウム	10124-36-4	
		その他のカドミウム化合物	—	
2	六価クロム化合物 *1	重クロム酸ナトリウム	10588-01-9	1,000ppm
		ニクロム酸二ナトリウム	7789-12-0	100ppm(包装材)*2
		三酸化クロム	1333-82-0	
		クロム酸カルシウム	13765-19-0	
		クロム酸鉛	7758-97-6	
		重クロム酸カリウム	7778-50-9	
		クロム酸カリウム	7789-00-6	
		酸化クロム	1333-82-0	
		クロム酸バリウム	10294-40-3	
		クロム酸ナトリウム	7775-11-3	
		クロム酸ストロンチウム	7789-06-2	
		クロム酸亜鉛	13530-65-9	
		その他の六価クロム化合物	—	
3	鉛及びその化合物 *1	鉛	7439-92-1	1,000ppm
		炭酸鉛	598-63-0	100ppm(包装材)*2
		酸化鉛(IV)	1309-60-0	=
		四酸化三鉛	1314-41-6	
		硫化鉛(II)	1314-87-0	
		酸化鉛(II)	1317-36-8	
		塩基性炭酸鉛(II)	1319-46-6	
		炭酸水酸化鉛(亜炭酸鉛)	1344-36-1	
		硫酸鉛(II)	7446-14-2	
		リン酸鉛(II)	7446-27-7	
		クロム酸鉛	7758-97-6	
		チタン酸鉛	12060-00-3	
		硫酸鉛	15739-80-7	
		酢酸鉛	301-04-2	
		酢酸鉛(II)、三水和物	6080-56-4	
		リン酸鉛	7446-27-7	
セレン化鉛	12069-00-0			

*1 : 金属はその合金を含む。

*2 : 包装材は4物質合計で100ppm以下

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.	管理基準値(最大許容値)
3	鉛及びその化合物 *1	炭酸水酸化鉛	1344-36-1	1,000ppm
		三塩基性硫酸鉛	12202-17-4	100ppm(包装材)*2
		ステアリン酸鉛	1072-35-1	
		ヒ酸水素鉛	7784-40-9	
		その他の鉛化合物	—	
4	水銀及びその化合物 *1	水銀	7439-97-6	1,000ppm
		塩化水銀(Ⅰ)	10112-91-1	100ppm(包装材)*2
		塩化水銀(Ⅱ)	7487-94-7	
		酸化水銀(Ⅱ)	21908-53-2	
		硫酸水銀	7783-35-9	
		硝酸第二水銀	10045-94-0	
		硫化第二水銀	1344-48-5	
		その他の水銀化合物	—	
5	ポリ臭化ビフェニール類 (PBB 類) ポリ臭化ジフェニールエーテル 類 (PBDE 類)	ポリ臭化ビフェニール類	59536-65-1	1,000ppm
		ペンタブロモビフェニールエーテル	32534-81-9	
		2-ブロモビフェニール	2052-07-5	
		3-ブロモビフェニール	2113-57-7	
		4-ブロモビフェニール	92-66-0	
		ブロモビフェニールエーテル	101-55-3	
		デカブロモビフェニール	13654-09-6	
		デカブロモビフェニールエーテル	1163-19-5	
		ジブロモビフェニール	92-86-4	
		ジブロモビフェニールエーテル	2050-47-7	
		ヘプタブロモビフェニールエーテル	68928-80-3	
		ヘキサブロモビフェニール	59080-40-9	
		ヘキサブロモ-1,1'-ビフェニール	36355-01-8	
		ヘキサブロモビフェニールエーテル	36483-60-0	
		ノナブロモビフェニールエーテル	63936-56-1	
		オクタブロモビフェニール	61288-13-9	
		オクタブロモビフェニールエーテル	32536-52-0	
		テトラブロモビフェニール	40088-45-7	
		テトラブロモビフェニールエーテル	40088-47-9	
		トリブロモビフェニールエーテル	49690-94-0	
ポリ臭素化ビフェニール混合物	67774-32-7			

* 1 : 金属はその合金を含む。

* 2 : 包装材は 4 物質合計で 100ppm 以下

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.	管理基準値(最大許容値)
6	トリブチルスズ類 (TBT 類) トリフェニルスズ類 (TPT 類) * 3	トリブチルスズクロリド	1461-22-9	意図的添加禁止かつスズとして 1,000ppm 以下
		トリフェニルスズクロリド	639-58-7	
		ビス(トリ-n-ブチルスズ)=オキシド	56-35-9	
		トリフェニルスズ=N,N'-ジメチルジチオカルバマート	1803-12-9	
		トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2	
		トリフェニルスズ=アセタート	900-95-8	
		トリフェニルスズ=ヒドロキシド	76-87-9	
		トリフェニルスズ脂肪酸塩(C=9~11)	47672-31-1	
		トリフェニルスズ=クロロアセタート	7094-94-2	
		トリブチルスズ=メタクリラート	2155-70-6	
		ビス(トリブチルスズ)=フマラート	6454-35-9	
		ビス(トリブチルスズ)=2,3-ジブロモスクシナート	31732-71-5	
		トリブチルスズ=フルオリド	1983-10-4	
		トリブチルスズ=アセタート	56-36-0	
		トリブチルスズ=ラウラート	3090-36-6	
		ビス(トリブチルスズ)=フタラート	4782-29-0	
		トリブチルスズ=スルファマートビス(トリブチルスズ)マレアート	6517-25-5 14275-57-1	
		その他トリブチルスズ化合物	—	
		その他トリフェニルスズ化合物	—	
		7	ビス(トリブチルスズ)オキシド(TBTO) * 3	
8	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	ポリ塩化ビフェニル類	1336-36-3	意図的添加禁止
		塩素化テルフェニル	61788-33-8	
		アロクロール	12767-79-2	
		クロロジフェニル(アロクロール 1260)	11096-82-5	
		カネクロール(Kanechlor500)	27323-18-8	
		アロクロール 1254	11097-69-1	
		テルフェニル類	26140-60-3	
		その他の PCB 類	—	
9	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類) * 3	ポリ塩化ターフェニル類	61788-33-8	意図的添加禁止

* 1 : 金属はその合金を含む。

* 2 : 包装材は 4 物質合計で 100ppm 以下

* 3 : 用途、取扱いが全面規制に相当すると判断したREACH/制限物質

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.	管理基準値(最大許容値)
10	ポリ塩化ナフタレン (塩素数3以上)	ポリ塩化ナフタレン オクタクロロナフタレン テトラクロロナフタレン ヘキサクロロナフタレン その他のポリ塩化ナフタレン	70776-03-3 2234-13-1 1335-88-2 1335-87-1 -	意図的添加禁止
11	短鎖型塩化パラフィン * 3	塩化パラフィン:C10-13 その他の短鎖型塩化パラフィン	85535-84-8 -	意図的添加禁止
12	アスベスト(石綿)類 * 3	アモサイト クロシドライト クリソタイル アクチノライト アンソフィライト トレモライト その他のアスベスト類	12172-73-5 12001-28-4 12001-29-5 77536-66-4 77536-67-5 77536-68-6 1332-21-4	意図的添加禁止かつ 1,000ppm 以下
13	オゾン層破壊物質(Class I)	付表4. オゾン層破壊物質 参照	同左	意図的添加禁止
14	オゾン層破壊物質(Class II) 代替フロン(HCFC類)* 4	付表4. オゾン層破壊物質 参照	同左	意図的添加禁止
15	放射性物質 * 4	ウラン プルトニウム トリウム ラドン アメリシウム セシウム ストロンチウム その他の放射性物質	7440-61-1 - - - - 7440-46-2 7440-24-6 -	意図的添加禁止
16	PFOS/PFOS 類縁化合物 (ペルフルオロオクタンスル フオン酸)	付表5. PFOS/PFOS類縁化合物一 覧表参照	同左	意図的添加禁止
17	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾ ール-2-イル)-4,6-ジ-tert- ブチルフェノール	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イ ル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	意図的添加禁止
18	ヘキサクロロベンゼン	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	意図的添加禁止
19	フマル酸ジメチル(DMF)* 3	フマル酸ジメチル(DMF)	624-49-7	0.1 ppm 以下
20	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD または HBCDD)	付表 9. ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD または HBCDD)一覧表を参照	同左	意図的添加禁止

* 3 : 用途、取扱いが全面規制に相当すると判断したREACH/制限物質

* 4 : 日立グループではレベル2(管理物質)として扱うが、マクセルではレベル1(禁止物質)とする。

別表 3.2 使用実態を把握し、管理を要求される物質 (レベル2)

(別表 3.2. P1)

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.
1	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7
2	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7
3	フタル酸ジブチル(DBP)	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2
4	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5
5	アンチモン及びその化合物 *1	アンチモン(金属性) スチビン(水素化アンチモン) 五酸化アンチモン 五フッ化アンチモン 三酸化アンチモン 三塩化アンチモン アンチモン酸ナトリウム その他のアンチモン化合物	7440-36-0 7803-52-3 1314-60-9 7783-70-2 1309-64-4 10025-91-9 15432-85-6 -
6	ヒ素及びその化合物 *1	ヒ素(As) ガリウムヒ素 五酸化二ヒ素 三酸化二ヒ素 ヒ酸カルシウム 亜ヒ酸カルシウム 亜ヒ酸カリウム ヒ酸カリウム ヒ酸鉛 ヒ酸トリエチル その他のヒ素化合物	7440-38-2 1303-00-0 1303-28-2 1327-53-3 7778-44-1 27152-57-4 10124-50-2 7784-41-0 3687-31-8 15606-95-8 -
7	ベリリウム及びその化合物 *1	ベリリウム 酸化ベリリウム ベリリウム-アルミニウム合金 塩化ベリリウム フッ化ベリリウム 水酸化ベリリウム リン酸ベリリウム 硫酸ベリリウム 硫酸ベリリウム四水和物 ベリル鉱石 その他のベリリウム化合物	7440-41-7 1304-56-9 12770-50-2 7787-47-5 7787-49-7 13327-32-7 13598-15-7 13510-49-1 7787-56-6 1302-52-9 -

* 1: 金属はその合金を含む。ただし、ニッケルは除く。

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.
8	ニッケル及びその化合物 *1,*2 (合金は除く)	ニッケル	7440-02-0
		酸化ニッケル	1313-99-1
		炭酸ニッケル	3333-67-3
		硫酸ニッケル	7786-81-4
		その他のニッケル化合物	—
9	セレン及びその化合物 *1	セレン	7782-49-2
		セレン化水素	7783-07-5
		酸化セレン	7446-08-4
		六フッ化セレン	7783-79-1
		セレン化ナトリウム	1313-85-5
		セレン酸ナトリウム	10112-94-4
		ジメチルセレン化合物	593-79-3
		二酸化セレン	12640-89-0
		その他のセレン化合物	—
10	非特定臭素系難燃剤 (PBB 類、PBDE 類以外)	3,5,3',5'-テトラブロモビスフェノール A (TBBA)	79-94-7
		2,4-ジブロフェノール	615-58-7
		2,4,6-トリブロモフェノール	118-79-6
		ペンタブロモフェノール	608-71-9
		2,3-ジブロモプロパノール	96-13-9
		ブロモエチレン	593-60-2
		ペンタブロモトルエン	87-83-2
		テトラブロモフタル酸無水物	632-79-1
		ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	25637-99-4
		その他の臭素系難燃剤	—
		11	ポリ塩化ビニル(PVC)*3
12	特定フタル酸エステル	フタル酸ジヘプチルノニルウンデシル (DHNUP)	68515-42-4
		フタル酸ジイソヘプチル(DIHP)	71888-89-6
		フタル酸ビス(2-メキシエチル)	117-82-8
		フタル酸ジイソノニル(DINP)	—
		フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	28553-12-0
		フタル酸ジイソデシル(DIDP)	117-84-0
		その他のフタル酸エステル	26761-40-0
—	—		

* 1: 金属はその合金を含む。ただし、ニッケルは除く。

* 2: ニッケルは長時間皮膚に触れる可能性のある用途(携帯用として設計されたポータブル電子機器の外装など)に適用する。

* 3: 包装用途のみに適用する。

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.
13	2置換有機スズ化合物	ジブチルスズ化合物(DBT) ジオクチルスズ化合物(DOT) その他の二置換有機スズ化合物	— — —
14	コバルト及びその化合物	塩化コバルト(Ⅱ) 硫酸コバルト(Ⅱ) 硝酸コバルト(Ⅱ) 炭酸コバルト(Ⅱ) 酢酸コバルト(Ⅱ)	7646-79-9 12179-04-3 12267-73-1 10124-43-3 10141-05-6
15	特定アゾ化合物 特定分解アミン (アゾ染料・顔料)	付表8 特定アミン一覧表 参照	同左
16	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド	50-00-0
17	ベンゼン	ベンゼン	71-43-2
18	フッ素系温室効果ガス(HFC, PFC, SF6)	HFC PFC SF6	— — —
19	多環芳香族炭化水素 (PAHs)	付表6 REACH/制限物質一覧表を参照	同左
20	ペルフルオロオクタン酸及び その塩並びにそのエステル (PFOA)	付表 10 PFOA(ペルフルオロオクタン酸)とその塩及びそのエステル一覧表を参照	同左
21	N-フェニルベンゼンアミン及び スチレン並びに2,4,4-トリメ チルペンテンの反応生成物 (BNST)	N-フェニルベンゼンアミン及びスチレン並びに2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)	68921-45-9
22	REACH/制限物質	付表6 REACH/制限物質一覧表を参照	同左
23	REACH/認可物質	付表7 REACH/認可物質・SVHC 一覧表を参照	同左
24	REACH/SVHC	付表7 REACH/認可物質・SVHC 一覧表を参照	同左
25	JAMP 管理対象物質 * 4	アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が規定する管理対象物質	—

* 4: アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が規定する管理対象物質

以下の法規および業界基準に該当する物質を含む。

1. 化審法(第一種特定化学物質)
2. 安衛法(製造禁止物質)
3. 毒劇物法(特定毒物)
4. RoHS指令

5. ELV指令
6. CLP(AnnexⅥのTable3.1/CMR-Cat-1a,1b 並びにTable3.2/CMR-Cat 1, 2)
7. REACH AnnexⅦ(制限物質)
8. REACH 認可対象候補物質(SVHC)
9. POPs規則 Annex I
10. ESIS PBT (PBT判定基準該当部分)
11. GADSL
12. JIG

詳細は次の文書、リストを参照のこと。

「JAMP管理対象物質解説書」、「JAMP 管理対象物質参照リスト」(最新版)

参照先:<http://www.jamp-info.com/list>

付表一覧

付表1:レベル1(禁止)の各物質群に関する用途・管理値・参照法令の詳細表

付表2:レベル2(管理)の各物質群に関する参照法令の詳細表

付表3-1:RoHS指令/適用除外項目一覧(Annex3)

付表3-2:RoHS指令/適用除外項目一覧(Annex4)

付表4: オゾン層破壊物質一覧表

付表5:PFOS/PFOS類縁化合物一覧表

付表6:REACH/制限物質一覧表

付表7:REACH/認可物質・SVHC 一覧表

付表8: 特定アミン一覧表

付表9:ヘキサブromシクロデカン(HBCD または HBCDD)一覧表

付表10:PFOA(ペルフルオロオクタン酸)とその塩及びそのエステル一覧表

(各付表一覧の掲載HP :http://www.hitachi.co.jp/environment/library/pdf/green_annex.pdf)